

大阪弁護士会主催シンポジウム

「電子メールの公文書性とその管理」

今の時代、政策に関する重要な議論についても電子メールが利用されています。したがって、電子メールは重要な公文書であって、適切に保存されることにより、後に市民が行政過程の検証をすることができると考えられます。

他方、電子メールの保存方法については、一般的なルールはなく、市民が知らない間に破棄されているケースや、市長等の特別職の職員が私的なメールアドレスを利用して他の特別職の職員と政策について議論しているようなケースもあります。

また、地方自治体によっては、メール等の電磁的記録の公文書管理についてルール作りを検討してはいるものの、先例や知見があまりないために、その作業がなかなか進んでいないところもあるかと思われます。

そこで、本シンポジウムでは、弁護士、市民、研究者を交え、電子メールの公文書性とその管理方法について議論を深めます。

多数の方のご参加をお待ちしております。

記

日 時：2019年10月21日（月）午後1時～午後4時
（開場 午後0時30分～）

場 所：大阪弁護士会館2階203・204会議室（裏面地図参照）
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

内 容：第1部 基調講演「電子メールの公文書性・一対一メール訴訟」

講師 石橋 徹也 会員（大阪弁護士会）

第2部 基調講演「公文書管理法・電磁的記録の公文書管理」

講師 早川 和宏 氏（東洋大学法学部教授）

第3部 パネルディスカッション

パネリスト 早川 和宏 氏（東洋大学法学部教授）

日下部 聡 氏（毎日新聞記者）

石橋 徹也 会員（大阪弁護士会）

コーディネーター 豊永 泰雄 会員（大阪弁護士会）

◇ 会場までの交通手段

- 京阪中之島線「なにわ橋駅」
下車 出口1から徒歩5分
- 地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」
下車 1号出口から徒歩10分
- 地下鉄・京阪本線「北浜駅」
下車 26号階段から徒歩約7分
- JR東西線「北新地駅」
下車 徒歩約15分



◇ 一時保育サービス（要予約・無料）

[対象] 原則、首がすわっている乳児～小学生相当年齢時

[託児時間] 研修会開始15分前から終了15分後まで

[申込方法] 一時保育を希望される方は、大阪弁護士会情報問題対策委員会事務局まで電話（06-6364-1227）でお問い合わせください。申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

[申込期限] 2019年10月4日（金）まで

◇ 申込方法

大阪弁護士会ホームページ（<https://www.osakaben.or.jp>）>>>

またはFAX（06-6364-7477）にてお申し込みください。



参加申込書

10/21 シンポジウム「電子メールの公文書性とその管理」

代表者氏名			
ふりがな			
ご所属		参加人数	名

【本件に関するお問い合わせ】

大阪弁護士会 委員会部人権課 情報問題対策委員会担当事務局

TEL：06-6364-1227 FAX：06-6364-7477